

久賀・棕野地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/2）

1. 福祉避難所の設置について

| | |
|--|--|
| <p>要望 ・ 提言 の 内 容</p> | <p>大島にも福祉避難所を設けて欲しい。障害のある方と同居する者には容易に想像できるが、健常者と同じ避難所への避難は様々な面で混乱が生じると考えられる。広島市などでは、既に設置されているようである。</p> <p>また、災害時、障害のある方や高齢者の方にとって、避難所までの道のりは大変であり、風や雨が激しければ、一人で避難することは難しいと思います。避難所については、久賀総合センターに加え、頑丈な建物を避難所として利用することを検討して欲しい。例えば、周防大島高校久賀校舎を避難所として利用する。今後、久賀校舎は解体の予定があるようだが、解体の費用があるのならそれを耐震化に向けての予算化ができないか。</p> <p>今後、発生するであろう、東南海地震等により津波が発生した場合は、高地に移動できない障害のある方や高齢者の方にとって、街中にある久賀校舎は、緊急避難所として大変重要な役割を果たすと思う。</p> |
| <p>回 答</p> | <p><回答>担当課名 : 総務課</p> <p>町では、町内の3施設を「福祉避難所」として、障害のある方などいわゆる要配慮者の避難者の受け入れについて協力いただけるよう依頼しています。</p> <p>また、継続的に医療行為の必要な避難者については、町立病院、医院において受け入れる体制を整えています。</p> <p>これらの「福祉避難所」、「指定避難所」等は、災害時に開設されることとなりますが、必ずしもすべての避難者を受け入れられると限りません。（災害の種類や規模、状況により変わります）</p> <p>周防大島高校の久賀校舎については、現在は「指定避難所」として町が指定しています。</p> <p>避難する場所は、「指定避難所」に拘らず、親戚や知人宅も含めて、複数検討してください。避難に介助が必要な方は、介助者と避難行動についてあらかじめ計画しておく必要があります。障害のある方や高齢者の方は、避難に時間を要しますので早めの避難を心がけてください。</p> |

久賀・棕野地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/2）

2. 若者定住について

| | |
|----------|---|
| 要望・提言の内容 | <p>久賀地区にも若者の定住促進を目指した団地の整備や、空家を活用した定住促進が必要だと思う。</p> <p>久賀地区には、保育園から中学校まで近くにあり、利便性も良く子育てに適した環境である。旧久賀町役場跡地や旧大島警察署跡地、旧歴史民俗資料館（建物はあるが老朽化し有効に活用されていない。）等の土地を有効活用し、若者の定住促進に活かして欲しい。</p> |
| 回答 | <p><回答>担当課名： 政策企画課</p> <p>本町では、若者の定住促進及び町有地等の利活用を図り、地域の活性化を推進するため、若者定住促進住宅用地の貸付や安心して子育てができる環境を備えた住宅整備など、若者定住促進を重要課題として取り組んでおります</p> <p>ご提案いただきました用地（旧大島警察署跡地は売却済）を若者定住住宅整備等に活用することは、これまでと同様、慎重に精査、検討が必要と考えますが、一方で未利用の町有地等を有効活用することは、重要なことであり、貸付等も含め検討する必要があると考えます。</p> <p>また、空家を活用した定住促進につきましては、これまで空家情報有効活用システムの運用等の取り組みも行っているところであります。これには「活用可能な空家」の掘り起しが重要であり、町の働きかけだけでは難しいことから、自治会と連携して登録につなげる取り組みを行っておりますが、進んでいないのが実情であります。今後も引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> |

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/4）

1. 屋代川の計画的な浚渫と雑木の伐採について

| | |
|----------|--|
| 要望・提言の内容 | <p>屋代川全域の計画的な浚渫と河川内の早急な雑木の伐採をお願いいたします。特に屋代川の銅橋付近は河川内に雑木が繁茂し増水時に水流の妨げになっています。</p> |
| 回答 | <p><回答>担当課名　：　建設課</p> <p>山口県では堤防、水門及びダム等の河川管理施設や砂防設備の機能維持や機能回復等のため、河川の維持・補修等の適切な実施に努めていただいております。特に屋代川につきましては、県が委託した河川監視員が河川の巡回を実施しております。</p> <p>県からは、「河川の巡視点検結果や背後の土地利用状況等から、治水上の緊急度等を勘案するとともに、下流の阻害となる状況を確認し優先度や緊急性の高さを総合的に判断しながら、河道内の草木、堆積土砂の撤去等を実施しており、周防大島町全体の二級河川について、治水上の緊急性、必要性を考慮しながら予算確保に努め計画的に事業を進める。」と確認しております。</p> |

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/4）

2. 交通安全対策について

| | |
|----------|--|
| 要望・提言の内容 | <p>通学路の車道と歩道を分けるブロックが設置しているのはほんのわずかです。路側帯を設置したり、交差点は停止線を設け一旦停止にするなどして安全確保をお願いいたします。</p> <p>また、既設の白線が薄くなった横断歩道の敷設と日見地区の横断歩道の設置をお願いいたします。</p> |
| 回答 | <p><回答>担当課名：建設課、総務課</p> <p>町では、通学路の安全確保に関する取組みとして、周防大島町通学路安全推進協議会を設置し、毎年、各学校から提出された危険箇所リストに基づき、同協議会を開催し、現地確認が必要と判断されれば、現地において合同点検を実施しております。</p> <p>今後も関係機関が連携し、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図って参ります。</p> <p>また、一時停止、横断歩道等の道路標識表示などの交通安全施設の新設や補修は、警察が道路管理者や地元と調整を図りながら進めていくこととなりますので、警察署や公安委員会等関係機関に対し、要望して参ります。</p> |

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言（3/4）

3. イノシシ対策について

| | |
|----------|---|
| 要望・提言の内容 | <p>イノシシは繁殖力があり天敵がない状態なので大変な被害となっています。補助金で柵を設置しても柵を押し曲げて侵入しております。頑丈な材料や設置方法の見直し指導や、もっと根本的な駆逐方法を考えていただきたい。イノシシがマダニをまき散らすことも考えられるので対処をお願いいたします。</p> |
| 回答 | <p><回答>担当課名 : 農林課</p> <p>イノシシ被害防護柵の設置については、正しく設置することにより効果が向上するため、県の指導のもとで、イノシシの生態及び被害防止対策や、柵の正しい設置の仕方・メンテナンスの方法など実技を交えた研修会等も実施しております。</p> <p>イノシシの駆逐方法についてですが、町といたしましては、イノシシ被害を最小限に食い止めるため、今後も猟友会の協力を仰ぎ「捕獲」を実施するとともに、金網柵・電気柵等の侵入防止柵の設置補助による「防御」対策を実施していきたいと考えております。</p> |

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言（4/4）

4. 防災マップの各戸配布と電柱等への海拔表示について

| | |
|----------|---|
| 要望・提言の内容 | <p>近年、異常降雨による土砂災害が全国的に数多く発生していることから、再度土砂災害危険箇所マップ及び津波ハザードマップ等の各戸配布をお願いいたします。町のホームページから印刷できますが、高齢者等には困難です。</p> |
| 回答 | <p><回答>担当課名：総務課</p> <p>本町では、土砂災害、河川の浸水、高潮、津波、地震の災害の種別ごと地域ごとにハザードマップを作成し各戸に配布しております。</p> <p>ハザードマップを紛失したり、追加を希望される場合は、各総合支所または総務課へご連絡ください。郵便等でお届けいたします。</p> <p>また、危険区域等の見直しなどで改訂される場合がありますので、各戸配布等も検討して参ります。</p> |

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/4）

1. 河川の点検と改良と整備

| | |
|----------|--|
| 要望・堤言の内容 | <p>町内各地域の河川には昔ながらの石積みの擁壁がかなりあり、これが大雨時には隙間から川の水が流入して崩土等種々の障害をきたしています。また先の大雨では想定の数倍、短時間雨量は想像を超えるもので、土砂や雑木等が川を塞ぎ多くの氾濫がおきました。</p> <p>災害の未然防止を図ることからも上流からのゴミ、木、砂、石などせき止める物はないかの点検、水の流れの改良、河川の整備を早急に対応することを提案いたします。</p> |
| 回答 | <p><回答>担当課名：建設課</p> <p>町内の状況をみますと、河川の維持管理の問題が大きいと思われます。</p> <p>河川上流周辺の山林や農地の荒廃が進み、以前のように地域で河川の清掃を行い管理すること等が困難な状況になっており、ご提案の中にもございますが、町内で河川が雑木や草木により閉塞する箇所があちらこちらで見受けられる状況となってきました。</p> <p>河川改修等の整備を行うことは確かに有効な手段の一つであると考えられますが、すべての河川について、河川改修や整備等を行うとともに、浚渫・維持管理することは困難であると考えております。</p> <p>河川整備の必要性も理解しておりますが、出水期や梅雨時期の前に河川台帳を基に重点箇所等のパトロールを徹底し、雑木や堆積土の取り除きを委託するなどの対応を進めて参りたいと考えています。</p> |

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/4）

2. 鳥獣対策

| | |
|----------------------------------|--|
| 要望 ・ 堤 言 の 内 容 | <p>毎年この問題は提示されていることですが、年々被害は深刻になっており、各自治会もいろんな対策をしていますが、イノシシの住居地区への侵入は止められないのが現状です。</p> <p>地区内には猟友会会員の方がおられない地区も多くあります。個人情報守秘義務等の問題もあるとは思いますが、猟友会の方に連絡が容易にできるよう猟友会の方の氏名、連絡先を開示していただき、連携していけるような対策をお願いいたします。</p> <p>また、防護柵等の補助だけでなく竹林、森林の整美で生息地をなくすような対策もお願いいたします。</p> |
| 回 答 | <p><回答>担当課名：農林課</p> <p>猟友会については、町への協力団体ですので、町が猟友会員の情報を開示することは出来ません。また、郡猟友会についても、会員の個人情報になるため開示することは難しいとのことです。</p> <p>現在、イノシシ被害については住民の方から町へ直接連絡をいただき、その地区に近い猟友会員に町より依頼しております。</p> <p>また、農業担い手の高齢化や後継者不足により、管理されていない畑や山が増えつつあるのが現状です。</p> <p>これを町が整備することは、私有地等も多く難しいのが現状ですのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>町といたしましては、イノシシ被害を最小限に食い止めるため、今後も猟友会の協力を仰ぎ「捕獲」を実施するとともに、金網柵・電気柵等の侵入防止柵の設置補助による「防御」対策を実施していきたいと考えております。</p> |

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（3/4）

3. 県道・町道沿線の整美の実施

| | |
|----------|--|
| 要望・提言の内容 | <p>県道沿線の雑木、雑草は管理されてなく狭い県道になっており、草木が電話線等に絡んで事故の原因にもなるので整美するよう県に進言ねがいたい。</p> <p>また町道も同様に周防大島町は観光を広く周知していくうえで道路の整美は重要です。</p> <p>周防大島町には多くの名所があり、アピールするためにも道路が整美されていなければ観光も半減されてしまいます。道路整美の実施をお願いいたします。</p> |
| 回答 | <p><回答>担当課名　：　建設課</p> <p>国道及び県道の保全については、道路の通行に支障となる箇所においては、予算に応じて草刈り及び伐採作業に努めているところです。毎年、適正な維持管理が行えるよう事業費の確保に努めているところですが、十分な予算確保が出来ていない状況です。引き続き、適正な道路維持管理が行えるよう予算確保に努めて参ります。と、県より伺っております。</p> <p>町も同様に十分な予算確保ができていない状況の中で、草刈り等の環境整備や各自治会からの要望の緊急度・破損状況などを考慮した道路の修繕等、計画的に実施しております。</p> <p>今後も適正に維持管理が行えるよう努めて参ります。</p> |

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（4/4）

4. 海岸漂着ゴミの対策

| | |
|--|---|
| <p>要望 ・ 堤言 の 内 容</p> | <p>近年の災害により大量のゴミが海岸に漂着しています。海岸に漂着するゴミは台風や豪雨により発生しますが、大量のため自治会だけでは処理がむつかしくなっています。</p> <p>海岸に漂着するゴミは東和地区だけの問題ではなく周防大島町全体の問題と考えなければならないと考えます。町として災害時における漂着ゴミの回収、処理について柔軟な対応をしてほしい。</p> |
| <p>回答</p> | <p><回答>担当課名 : 水産課、生活衛生課</p> <p>水産課において、災害時に漁港内へ漂着した漁船の航行等に支障のあるゴミについては必要に応じ、地元漁業従事者や自治会にご協力をいただきながら回収・処分を行っておりますが、海岸においては、船舶等の大型漂着物以外は、対象範囲も膨大となるため、費用の面からも全て町で対応することは困難な状況にあり、関係者やボランティアの方々のご協力をいただいております。</p> <p>しかしながら海岸漂着ごみについては、町全体の問題であることも認識しており、高齢化も進む中、今後も財源確保に努め、少しでも対応出来るよう検討して参りたいと考えております。</p> <p>なお、平常時の環境美化活動については、町からゴミ袋の配付及び分別収集したゴミの運搬・処分を引き続き実施していきます。自治会で実施される場合は各総合支所、グループ・団体で実施される場合は生活衛生課へご相談ください。</p> |

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/3）

1. 竜崎温泉の温水プールについて

| | |
|----------|--|
| 要望・提言の内容 | <p>竜崎温泉の温水プールは、昨年11月から今年3月までの間、改修工事のためお休みとなり、その後は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のために休止が継続、現在に至っています。やむを得ない状況とは思いますが、一方で、この温水プールは、地域住民にとっては健康体力づくりや介護予防の場として、たいへん貴重な施設となっています。予防対策を講じた上での再開を検討して頂きたいと存じます。</p> |
| 回答 | <p><回答>担当課名： 商工観光課</p> <p>長期間に渡り竜崎温泉温水プールを休止していることに対しましては大変ご不便をおかけしています。</p> <p>温水プールにつきましては、設備故障のため、当面の間、休止をしていましたが、更に3月からの新型コロナウイルス感染症の流行により、3月から5月までの期間、感染拡大防止のため、竜崎温泉潮風の湯全館を長期休館することとなりました。</p> <p>6月からは感染拡大防止策を図り、なんとか竜崎温泉を再開しましたが、以前のような客足は戻らず、管理運営を行っています指定管理者は経営難に陥っているのが現状で、さらに指定管理者は温泉施設の感染拡大防止に最大限の対策を講じているため、現在の経営状況では温水プールの対策まで行うことが困難であると聞いています。</p> <p>温水プールの再開につきましては、設備機器の修繕、プール及び更衣室の三密の回避、会話や接触による感染リスクを回避する取り組みが必要となりますがそれらの対策を講じることは現時点では非常に困難で、再開のめどはたっておりません。</p> <p>なお、以前から温泉プールは健康づくり、介護予防の教室を行っていましたが、このようなコロナ禍ではこうした教室の開催は困難で、現在別の形での健康づくり、介護予防教室を検討しているところです。</p> <p>利用者の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますがご理解のほどよろしくお願い致します。</p> |

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/3）

2. 倒壊が懸念される空家への対応

| | |
|----------|---|
| 要望・提言の内容 | <p>倒壊が懸念される空家が地域内に多く、迷惑を被る近隣住民への対応に苦慮しています。所有者が既に亡くなっていたり、現在の管理者が不明な空家も多く、適切な管理のお願いをする事も難しい場合が多いです。町による空家対策について、更なる強化をお願いします。</p> |
| 回答 | <p><回答>担当課名 : 総務課</p> <p>空家の適正な管理につきましては、空家自体が個人の財産である以上、所有者等が周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう自ら管理することが基本と考えております。</p> <p>しかしながら、所有者による管理が実質的に放棄されていることで、倒壊の危険がある、衛生的に問題がある等の理由により、周辺住民の皆様が苦慮されていることは、当町のみならず全国的な課題として、ニュース等でも取り上げられているところです。</p> <p>当町では現在、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき自治会長（住民の皆様）からの要請に応じる形で、空き家の所有者の特定、特定後の助言・指導等を行っております。古い空き家などは所有者の特定に時間を要すことも多く、速やかな問題解消に結びつかない場合もございますが、まずは各地区の総合支所までご一報ください。</p> |

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（3/3）

3. 周防大島町全体をカバーする光回線の早期実現

| | |
|----------------------------------|--|
| 要望 ・ 提 言 の 内 容 | <p>現在、全国の光回線のエリアカバー率が 90%以上といわれている中で、近年、周防大島町内の光回線が無い地区へ UJI ターンされた方々がそのことに驚いたと言います。</p> <p>アナログ回線の交換機は 2016 年に製造終了となっているため、2025 年ごろには完全に使えなくなると言われています。光回線の無い地区は「無い事が欠点」となります。人口定住をお考えである周防大島町の欠点とも言えます。アイキャンがあることも承知の上で NTT に強く要望して頂きますようお願いいたします。</p> |
| 回 答 | <p><回答>担当課名 : 政策企画課</p> <p>周防大島町では、平成 22 年度～平成 24 年度に地上波デジタル放送化による難視聴地区の解消と脆弱なインターネット接続環境を改善し、情報通信基盤の地域格差を是正することを目的に F T T H 方式（光ケーブル）によるケーブルテレビ網を整備しました。</p> <p>平成 24 年度には浮島のインターネット接続環境を改善するため伝送路設備及び無線伝送設備の追加を行い、町内の前島、笠佐島をのぞくすべての地区にアイ・キャンの光ケーブル網を整備しています。</p> <p>ご意見のとおり NTT による光回線のない地区がまだ多くありますが、NTT としては採算の取れない地域に新たに整備する考えはないということで、整備するとすれば町負担となります。町としては NTT が参入しない部分をアイ・キャンにより整備した経緯があり、行政、病院、学校のイントラもアイ・キャン回線を利用しています。NTT への要望は引き続き行うとともにアイ・キャンの利用促進もお願いしていきます。</p> |